資料７

第６次　久留米市地域福祉活動計画　策定方針

平成３１年３月

久留米市社会福祉協議会

1　はじめに

◇本会では、平成25年度に「第5次久留米市地域福祉活動計画」を策定し、「第2期久留米市地域福祉計画」と「基本理念」「基本目標」「重点課題」を共有して市や地域、団体等と連携・協働しながら、地域福祉を推進してきた。

◇厚生労働省3局長通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日）」においては、市社会福祉協議会の役割として市の「地域福祉計画」策定に積極的に協力することが期待されている。

◇市社会福祉協議会は、市において展開される地域共生社会の実現に向けた施策に主体的かつ積極的に関わり、地域における支え合いの仕組みづくりをより一層推進するため「第6次地域福祉活動計画」を策定する。

2　計画の位置付け・期間

（1）計画の位置付け

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である市区町村社会福祉協議会が、地域福祉を推進するための実践的な計画であり、同法第107条の規定に基づき市町村が策定する「地域福祉計画」を実現・実行するために策定するもの。

両計画の目的は「地域福祉の推進」であり、補完し合うことで、共通の政策・施策・事業を協働しながら分担して進めることができると考えられ、より実効性のある計画とするため、次期計画を一体的に策定する。

（2）計画期間

第3期地域福祉計画の計画期間である平成32年度から平成37年度までの6か年

3　計画策定の基本姿勢

◇実情に応じた実効性のある計画を策定（数値目標の設定等）

◇広く市民や関係団体等との協働を図り策定

4　計画策定の推進体制

一体的な計画策定と推進のため地域福祉計画推進協議会委員に地域福祉活動計画推進連絡協議会委員を委嘱する。（別添委員名簿参照）

◇地域福祉計画推進協議会（地域福祉活動計画推進連絡協議会）

役割：計画の実行・進捗状況の管理、計画の評価と見直し、次期計画の策定に関する事項に関し、調査審議を行う。

構成：市民代表、福祉関係者、学識経験者等

○支え合い推進部会（協議会の部会）

役割：市民・地域等に働きかけ、支え合い意識の底上げを図る

構成：市民代表、福祉関係者等

○多機関連携部会（協議会の部会）

役割：複合的な課題や制度の狭間の課題に対応する多機関の連携の仕組みづくり

構成：福祉関係者、行政等

5 計画策定の過程

(1) 市民等との協働（市民の意見の反映）

計画の策定にあたっては、次の事項を実施する。

◇関係機関・団体等へのヒアリング（市と共同実施）

◇市民等によるワークショップ（市と共同実施）

◇アンケート（市が実施）

◇パブリック・コメント（市が実施）

(2) 関係機関等との協働

◇市

市と市社協の連携を強化し、ヒアリングやワークショップ等を共同で実施する等、一体となって計画を策定する。

◇地域コミュニティ組織及び市民公益活動団体

校区社会福祉協議会をはじめとする地域コミュニティ組織及び市民公益活動団体は、様々な形で活動を行い、それぞれが互いに連携・協力して地域が抱える様々な課題の解決等に取り組むとともに、地域の活性化等に取り組んでおり、地域福祉計画推進協議会（地域福祉活動計画推進連絡協議会）に参加するなど計画策定に参画する。

◇民生委員・児童委員

民生委員法上の職務を踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として計画策定に参画する。

◇社会福祉法人

地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されており、地域福祉計画推進協議会（地域福祉活動計画推進連絡協議会）に参加するなど計画策定に参画する。

◇その他の関係機関等

支援関係機関等は、地域福祉計画推進協議会（地域福祉活動計画推進連絡協議会）に参加するなど計画策定に参画する。

（3）計画策定の手順

◇地域福祉計画推進協議会（地域福祉活動計画推進連絡協議会）での提言等を踏まえ、久留米市社会福祉協議会理事会・評議員会で計画を決定

6 計画の推進体制（進捗管理・評価）

◇市とともに地域福祉計画推進協議会（地域福祉活動計画推進連絡協議会）の提言等を踏まえ、進捗状況の点検を行う。

◇必要に応じて見直しを検討

7 計画に盛り込むべき事項

◇地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項≪新規≫

◇地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

◇地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

◇地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

◇包括的な支援体制の整備に関する事項≪新規≫

※≪新規≫は今般の社会福祉法改正により追加された事項

計画策定スケジュール

		平成 30 年度				平成 31 年度			
		4〜6 月	7〜9 月	10〜12 月	1〜3 月	4〜6 月	7〜9 月	10〜12 月	1〜3 月
市社協の動き	ヒアリング（市と共同実施）		実　施	実　施	実　施	必要に応じ実施	必要に応じ実施		次期計画策定
	ワークショップ（市と共同実施）			実施	実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施		
	地域福祉活動計画推進連絡協議会（平成 31 年度より、地域福祉計画推進協議会が兼ねる）		2 回開催	2 回開催	2 回開催	5〜6 回程度開催	5〜6 回程度開催	5〜6 回程度開催	5〜6 回程度開催
	支え合い推進部会への参画 多機関連携部会への参画			各 1 回	各 1 回	各 2〜3 回程度	各 2〜3 回程度	各 2〜3 回程度	各 2〜3 回程度
	市社協理事会・評議員会				3 月（策定方針案の提案） 策定方針決定			10 月（進捗状況説明）	3 月（計画の決定）
市の動き	地域福祉計画推進会議（市部長級会議）				1 回開催	必要に応じ開催	必要に応じ開催	必要に応じ開催	必要に応じ開催
	地域福祉計画推進調整会議（市次長級会議）			2 回開催	2 回開催	必要に応じ開催	必要に応じ開催	必要に応じ開催	必要に応じ開催
	パブリック・コメント（市が実施）							実　施	実　施
	アンケート（市が実施）			実　施	実　施				
	その他						市議会報告	市議会報告	市議会報告

次期計画の策定・推進体制

第３期地域福祉計画

久留米市長

第６次地域福祉活動計画

久留米市社会福祉協議会　理事会・評議員会

久留米市地域福祉計画推進会議

○構成員：副市長、部長級

○役　割：計画の総括

次期計画の方針決定・原案の策定

意思決定

久留米市地域福祉計画推進調整会議

○構成員：次長級

○役　割：計画の進捗管理

次期計画策定のための連絡調整

連携

久留米市地域福祉計画推進協議会
（久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会）

○構成員：市民代表、福祉関係者、学識経験者等

○役　割：計画の進捗状況に対する意見

重点施策の推進に有効な手法の提言

次期計画の方針・原案に対する意見　など

連　携

支え合い推進部会

○構成員：市民代表、福祉関係者等

○役　割：市民・地域等に働きかけ、全市的な支え合い意識の底上げを図る

連携

多機関連携部会

○構成員：福祉関係者、行政等

○役　割：複合的な課題や制度の狭間の課題に対応する多機関の連携の仕組みづくり

意思決定

久留米市社会福祉協議会

○構成員：関係各課職員

○役　割：次期計画策定のための連絡調整

※　部会及び各事務局会議への参画

久留米市地域福祉計画推進協議会事務局
（久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会事務局）

支え合い推進部会事務局

多機関連携部会事務局

○構成員：関係課長

○役　割：庶務

※　久留米市地域福祉計画推進協議会事務局、支え合い推進部会事務局、多機関連携部会事務局の構成員はそれぞれ異なる